

兩者共警察署長に對し無條件一任をなしたので急轉直下
解決を告ぐるに至つたのである。

一三、解決状況

労資双方の間に極力幹旋に努めた門司警察署長は二十七
日午後七時同着橋上に

會社側 岡専務 外五名

争議團體側 日下部小一外一四名

を招致會見せしめ種々折衝の結果午後八時左の條件を以
つて妥協成立したのである。

一、會社側は十月二十一日發表の改正規則及歩合制度を繼
同し従前の規則に依り固定給を支給すること

二、争議中の日数に對しては給料を支給せざるも休日とせ
才尚給料の代償として本月は皆勤手當及無事故手當各
五圓宛(計十圓)を減れなく(運轉手のみ)本月の給

料日に支給す

三、争議費用は全額會社負擔とす

(但し各有志より寄附物品其他に依り争議費用を支出し
不足額を會社補充—其額百五十圓見當)

四、争議に伴ひ犠牲を出さざること、以上

かくて解決後争議團體代表は事務所引揚げて一團に之を
報告し直ちに争議事務所を解散したのである。而して
二十八日は慰安の意味にて會社より一日の休暇を與へら
れ二十九日より平常通り就業したのである。

一三、労働団体の態度

セメント労働門司支部、並に九州労働組合等に於ては争
議團體よりの求償はなかつたが夫々階級的立場に立つて
對策を協議するところあつたが僅かに會社批判のヒラ撒
布を決定する程度にて終つたのである。